

事務連絡
令和6年6月21日

各都道府県総務部
（人事担当課・市区町村担当課扱い）
各指定都市総務局
（人事担当課扱い）

御中

総務省自治行政局公務員部公務員課
女性活躍・人材活用推進室

各種ハラスメント対策の取組状況について（照会）

地方公共団体における各種ハラスメントの防止について、関係法律^{（注1）}及びこれらの法律に基づく各厚生労働省指針^{（注2）}等に基づく雇用管理上の措置等の取組状況を把握するためのフォローアップ調査をさせていただくとともに、今年度は、各地方公共団体における各種ハラスメント対策の具体的な取組内容等についても調査をさせていただくこととしました。

つきましては、下記のとおり、ご回答いただきますようお願いいたします。

記

1. 調査の目的

昨年度実施した調査の調査結果^{（※）}によると、地方公共団体の中には、未だ各種ハラスメントを防止するために必要な措置が講じられていない団体も見られるため、改めて取組状況について調査するとともに、各種ハラスメントの防止対策を推進するため、各地方公共団体における勤務環境の改善に繋がる効果的なハラスメント対策の具体的な取組内容等について調査するものです。

※「地方公共団体における各種ハラスメント対策への対応について」（令和5年12月27日付け総行女第32号）により通知（参考1）

2. 調査対象

都道府県及び市区町村の首長部局

3. 調査時点

令和6年6月1日

4. 調査内容

【調査票①について】

別添のFAQをご参考いただき、前回調査時点の回答から変更のあった箇所を修正し、当該セルを黄色に着色してください。

【調査票②について】

各団体における各種ハラスメント対策の具体的な取組内容等についてご回答ください。

5. 提出方法

調査票①及び②を電子メールに添付し、下記6の提出先に送信してください。(市区町村分については、市区町村担当課において各市区町村分を取りまとめて回答してください。)

なお、調査票①において都道府県内の全ての市区町村において修正がない場合は、その旨メールにてご連絡ください。

6. 提出先

総務省公務員課女性活躍・人材活用推進室 櫻井 (koumuinka-chosa@soumu.go.jp)

7. 提出期限

- ・都道府県人事担当課、指定都市人事担当課 7月5日(金)
- ・都道府県市区町村担当課 7月19日(金)

8. ヒアリング

本調査の回答内容について、令和6年5月30日付けで給与能率推進室からご連絡させていただいた、令和6年度地方公務員給与実態調査等のヒアリング(都道府県・指定都市は7月9日(火)～8月9日(金)実施予定。)について、以下の項目を都道府県・指定都市人事担当課に対してヒアリングさせていただく予定です(市区町村分は別途連絡)。

【調査票①】

- ・前回「○」と回答していた項目が、今回の回答で「●」となるなど、前回の回答から“後退”した項目
- ・「×」と回答している未措置項目の今後の対応予定時期

【調査票②】

- ・回答いただいた取組内容について(今後、さらに具体的な内容について別途お問い合わせさせていただく場合があります。)

9. 備考

本調査における調査票①の調査結果は、前回同様、各団体の調査項目別の回答を含めて、以下の総務省ホームページにおいて公表しますのでご注意ください。また、調査票②については、現時点において回答内容をそのまま公表することは考えておりませんが、好事例の取組み等としてご紹介させていただく場合があります。

総務省ホームページ:

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/koumuin_seido/josei_hatarakikata.html

注1 関係法律

○パワーハラスメント

- ・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)

○セクシュアルハラスメント

- ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
- 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント
- ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
- ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）

注 2 厚生労働省指針

○パワーハラスメント

- ・事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和 2 年厚生労働省告示第 5 号）

○セクシュアルハラスメント

- ・事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）

○妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント

- ・事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 28 年厚生労働省告示第 312 号）
- ・子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針（平成 21 年厚生労働省告示第 509 号）

【担当】

総務省自治行政局公務員部公務員課
女性活躍・人材活用推進室 加藤、櫻井
電 話：03-5253-5546